し、更に三年間の関連する経験を有することを要件とする。限られた数のサービス提供者に許可される入国及び一時的な滞在については、サービス契約毎にその滞在期間を三箇月間とし、かつ、許可されるサービス提供者の数については、当該サービス契約に基づいて遂行される業務の範囲に応ずるものとする。当該企業によって雇用されていない個人のサービス提供者については、スイスの雇用市場への進出を求める自然人とみなされる。

(ii)　次のサービス分野については、(i)の規定の対象となる。

(AA)　コンピュータ・ハードウェアの設置に関連する相談サービス（ＣＰＣ八四一）

(BB)　ソフトウェアの実行等に関するサービス（ＣＰＣ八四二）

(CC)　研究及び開発のサービス（ＣＰＣ八五一―八五三）

(DD)　法的な助言サービス（ＣＰＣ八六一の一部）。ただし、ティッチーノ州においては、スイス財政法に関する法的な助言サービスについては、「受託顧問会計士」による提供に限る。

(EE)　銀行の監査を除く監査サービス（ＣＰＣ八六二一一の一部）。ただし、「合資会社」又は「無限責任社員による株式会社」の監査役の少なくとも一については、スイスに本拠地、主要な事務所又は登録された支店を有しなければならない。

(FF)　会計検査サービス（ＣＰＣ八六二一二）

(GG)　事業体の税務計画及び相談サービス（ＣＰＣ八六三〇一）

(HH)　事業税の申告書類等の作成及び検査サービス（ＣＰＣ八六三〇二）

(II)　経営相談サービス（ＣＰＣ八六五）

(JJ)　建築サービス（ＣＰＣ八六七一）

(KK)　エンジニアリング・サービス（ＣＰＣ八六七二）。ただし、地籍活動及び関連する活動については、資格を有する測量技師が試験に合格することによりスイスの免許を付与された場合にのみ行うことができる。

(LL)　総合エンジニアリング・サービス（ＣＰＣ八六七三）

(MM)　都市計画サービス（ＣＰＣ八六七四一）

(NN)　関連する科学及び技術に関する相談サービス（ＣＰＣ八六七五）

(OO)　技術試験及び分析サービス（ＣＰＣ八六七六）

(PP)　航空機の保守及び修理（ＣＰＣ八八六八の一部）

(c)　設置及び保守のサービス提供者

機械又は工業設備の設置又は保守のサービスを提供する資格を有する専門家。当該サービスの提供については、ＣＰＣ八七二二に定義するサービスを提供する企業と関連して行われるサービスの提供は除き、報酬又は契約に基づいて行なわれ、及び機械又は工業設備の製造者である企業と当該機械又は工業設備の所有者である企業との間で締結される設置又は保守に係る契約に従うものとする。

第三条　入国及び一時的な滞在に関する一般規定、条件及び制限

1　第七章の規定にかかわらず、前条2及び3に定義する分類に該当する自然人の入国及び一時的な滞在に関する約束については、第六章の規定（定義に係る規定を含む。）に従うものとする。特に、附属書三の付録二に規定するいかなる制限及び条件も適用する。この節の約束については、スイスがサービス貿易一般協定に基づいて特定の約束を行ったサービス分野についてのみ適用する。

2　スイスは、前条2及び3に定義する分類に該当する自然人に関する措置を除くほか、商用目的の自然人の入国及び一時的な滞在に関連する措置を維持し、修正し、又は採用する権利を留保する。当該自然人については、次の(a)から(f)までに規定する条件及び制限並びに外国のサービス提供者によるスイスへの入国及びスイスにおける滞在には許可（在留許可及び就労許可）が必要であるとの条件に従わなければならない。

(a)　支店及び活動場所における一般的な労働条件であって、法律又は労働協約が規定するもの（特に、報酬及び労働時間に関するもの）

(b)　スイスにおける職業の変更及び地理的移動を制限する措置（例えば、居住地を変更するための許可要件）

(c)　社会保障及び公的年金計画に係る法律上の制度に関連する規制（特に、資格期間及び居住要件に関するもの）

(d)　当該自然人に関する措置の執行に責任を負う当局の要請があった場合には、当該自然人を雇用する企業が当該当局と協力するとの要件

(e)　補助金、税制上の優遇措置及び税額控除の受給者となる資格については、スイスの特定の地理的地域に居住する自然人に限ることができるという制限

(f)　出入国管理、入国、滞在及び就労に関連する法令のすべての規定であって、(a)から(e)までに規定していないもの

3　前条2に定義する重要な職責を有する者の滞在期間については、三年間（この期間は、五年間までを限度として更新することができる。）に限る。同条3に定義する他の重要な職責を有する者の滞在期間については、一年につき九十日間に限る。当該同条3に定義する他の重要な職責を有する者の滞在許可が翌年について更新される場合には、更新を申請する当該自然人は、更新前と更新後のスイスにおける二回の滞在期間の間に、少なくとも二箇月間スイス外に滞在しなければならない。

4　スイスにおける雇用期間に制限のない雇用契約に基づく無期限の又は更新可能な在留許可によってスイスへ入国し、又はスイスに滞在する自然人については、スイスにおける一時的な滞在又は一時的な雇用を目的としてスイスへ入国し、又はスイスに滞在する者とはみなさない。

第四条　最恵国待遇の制限

第四十五条の規定は、すべての分類の自然人（サービス提供者に限る。）の移動について規定する二国間協定であって、リヒテンシュタイン公国又は欧州共同体若しくはその加盟国とスイスとの間で締結されるものに基づく措置については、適用しない。

第二節　非サービス分野

第五条　自然人の分類に係る定義

1　2及び3に定義する自然人の分類は、この付録の第六条の規定の適用について関連を有する。

2　特定の企業内の転勤としてスイスに転任する重要な職責を有する者（企業内転勤者）

スイス外にある日本国の特定の企業が、スイスに設立した支店、子会社又は提携する会社を通じてスイスにおいて非サービス分野で事業活動を行う場合において、その企業の被用者である次の(a)及び(b)に定義される者が、当該企業内の転勤としてスイスに転任するときは、当該者。ただし、当該者については、重要な職責を有する者に限るものとし、かつ、スイスへの入国に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該企業の被用者である者に限る。

(a)　役員及び上級管理職

当該企業又はその一部門を主として指示する自然人であって、当該企業の上級役員、役員会又は株主から一般的な監督又は指示のみを受けるもの（当該企業の実際の製造工程に関連する業務を直接行う自然人を除く。）

(b)　専門家

高度の資格を有する自然人であって、当該企業の製造、研究設備、技術又は経営の分野における高度の水準の専門知識を有することにより、製造工程について当該企業内において重要な職責を有するもの

3　スイスに移動する他の重要な職責を有する者

(a)　業務上の拠点の設立に責任を負う短期の商用訪問者

スイスに業務上の拠点を有しない企業であってスイス外にあるものの被用者である自然人が、スイスへの入国に係る申請を行った日の直前の一年以上の期間にわたり、当該企業の被用者である場合において、当該自然人が2(a)に規定する条件を満たすときは、当該自然人。ただし、当該自然人については、スイスに当該企業の業務上の拠点を設立する目的でスイスに入国しようとしている場合に限る。